

次により制限付一般競争入札を行うので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき、公告する。

令和6年4月4日

千歳市公営企業管理者 島倉 弘行

1 入札対象事業

(1) 事業名 (6) 美々地区外下水道管渠整備事業

(2) 事業概要

本事業は、詳細設計、地質調査及び工事価格の積算（以下、「設計業務」という。）並びに監理業務並びに工事請負により構成される設計・施工一括発注であり、本事業に対する請負率から算出する価格による競争入札の落札者と基本契約を締結し、設計業務委託契約、監理業務委託契約及び工事請負契約を段階的に締結する多段階契約方式によるものである。

(3) 落札者の選定方法、契約締結額の留意事項

- ① 落札者の選定は、設計業務の予定価格（入札書比較価格）、監理業務の予定価格（入札書比較価格）及び工事請負の予定価格（概算額、入札書比較価格）それぞれに対し、入札書に記入した事業の請負率を乗じて算出した額の合計により競争する制限付一般競争入札方式により行う。
- ② 設計業務委託契約及び監理業務委託契約は、受注者が入札書に記入した事業の請負率を乗じた入札額をもって締結する。
- ③ 設計業務委託契約の締結後、受注者は、発注者の積算基準や指定様式を用いて各工事予定価格の基礎となる設計金額を積算するものとし、算出結果を発注者が照査及び承認した各工事予定価格に、受注者が入札書に記入した事業の請負率を乗じて、各工事請負契約金額を確定し、各工事請負契約を締結する。

(4) 工事場所 千歳市 清流、豊里、東郊、住吉、青葉、日の出、日の出丘、青葉丘、流通、柏台、柏台南、駒里、美々

(5) 概要 【実施設計】(6) 美々地区外下水道管渠実施設計委託
(詳細設計)

- ・開削工法（内径1200mm未満）L=9,211m
- ・推進工法（中大口径）L=346m（4箇所）
- ・特殊マンホール N=2基
- ・報告書作成、設計協議
- ・施工法等の比較検討
(地質調査)
- ・機械ボーリング 6箇所
- ・サウンディング及び原位置試験 1式
- ・土質試験 1式

【監理業務】(6) 美々地区外現場技術委託

- ・現場技術業務（設計補助・現場補助）

【工 事】(6) 美々地区外下水道工事 (全11工区)

- ・ 試掘工事
- ・ 開削工事 φ600 L=9,211m
- ・ 推進工事 φ900 L= 346m (4箇所)

(6) 完成期限 契約締結日から令和9年3月10日(水)まで

(7) 予定価格 設計業務 97,108,000円 (入札書比較価格 88,280,000円)
監理業務 71,423,000円 (入札書比較価格 64,930,000円)
工事請負 4,832,432,000円 (入札書比較価格 4,393,120,000円)
合計 5,000,963,000円 (入札書比較価格 4,546,330,000円)

※工事請負は、あくまで概算額であり、設計業務により決定するため、この金額を保証するものではありません。

(8) その他 本工事は、「千歳市週休2日モデル工事」の対象工事である。
受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。

2 入札参加資格

(1) 形態

入札参加者は、特定共同企業体(以下、「特定JV」という。)によるものとする。
また、特定JVの結成にあたっては、次の条件を満たすものとする。

① 特定JVの結成条件

特定JVの構成員の数は4者又は5者とする。ただし、結成にあたっては、次のアに規定する者を2者又は3者、イに規定する者を1者、ウに規定する者を1者又は2者とすること。

ア 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、告示日における令和7年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事の格付けがA等級の者。

イ 北海道内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、告示日における令和7年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事の格付けがA等級の者かつ格付けの際における土木一式工事の総合数値が1,200点以上の者。

ウ 北海道内に建設業法に基づく許可を得た営業所を有し、告示日における令和7年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿において土木設計及び地質調査の両方に登録がある者。

(2) 各構成員の入札参加に必要な実績

前号①特定JVの結成条件に規定するア～エの構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。

① 施工等実績

ア 構成員アに必要な実績

平成26年度以降に千歳市又は千歳市以外の官公庁等が発注した同種の土木工事の元請としての施工実績(共同企業体としての施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限る。)を有する者。

イ 構成員イに必要な実績

平成26年度以降に千歳市又は千歳市以外の官公庁等が発注した同種の土木工事の元請としての施工実績(共同企業体としての施工実績は、構成員としての出資比率が20

%以上の場合のものに限る。)を有する者。

ウ 構成員エに必要な実績

平成26年度以降に千歳市又は千歳市以外の官公庁等が発注した土木設計の元請としての施工実績（共同企業体としての施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有する者。

(3) 代表者及び各構成員について

- ① 特定JVの代表者は、第2項の入札参加資格（1）形態①特定JVの結成条件に規定するア又はイの者とする。
- ② 特定JVの代表者は、完成期限まで本事業に専任し、設計から施工に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括的な責任者を配置すること。
- ③ 特定JVの各構成員は、本入札におけるほかの入札参加者の構成員となることはできない。
- ④ 特定JVの各構成員の出資の割合は、設計業務及び監理を実施する構成員は、均等割の100分の2以上とし、残る各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上とする。また、代表者の出資の割合は、構成員中最大であるものとする。
- ⑤ 特定JVの構成員ア及びイは、土木一式工事業に係る建設業の許可を有していること。ただし、下請金額の総額が4,500万円以上になる場合は、特定建設業許可を要する。

(4) 工事請負に関して必要な資格

① 監理技術者又は主任技術者

各工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(申請者と3か月以上の雇用関係があること)を工事現場に専任で配置できること。

(5) 設計業務に関して必要な資格

次に掲げる要件を満たす設計業務に係る管理技術者および照査技術者を当該設計業に配置すること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

① 管理技術者

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書」Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般 1-7 管理技術者 の内容を満たすこと。

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく登録(登録部門は「下水道」に限る)を受けているものであること。

② 照査技術者

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書」Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般 1-8 照査技術者 の内容を満たすこと。

建設コンサルタント等業務は、技術士(下水道)またはRCCM(下水道)に従事させること。

(6) 監理業務に関して必要な資格

次に掲げる要件を満たす設計業務に係る管理技術者および照査技術者を当該設計業に配置すること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

① 管理技術者

「北海道建設部現場技術業務委託共通仕様書」1 総則 1-7 管理技術者 の内容を満たすこと。

② 担当技術者

「北海道建設部現場技術業務委託共通仕様書」1 総則 1-8 担当技術者 の内容を満たすこと。

(7) 工事請負、設計業務及び監理業務に必要な資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告の日から入札執行日までの間に千歳市より指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(イ) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格審査申請

- (1) 特定JVの入札参加資格審査申請は、建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書（いずれも市指定、様式1、別紙2号様式、以下「申請書」という。）により申請すること。
- (2) 代表者並びに各構成員は、配置予定技術者経歴書（第5号様式）及び雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を提出すること。
- (3) 代表者並びに各構成員は第2項の入札参加資格（2）各構成員の入札参加資格のAからウに規定する工事・設計業務と同種又は類似の元請としての施工実績（CORINS（工事实績情報サービス）登録時の「工事カルテ受領書」等）を証明できるものを提出すること。
- (4) 申請書は、次のとおり受付ける。
 - ・期間：公告日から令和6年5月10日（金）まで
土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで
 - ・場所：千歳市東雲町3丁目2番地5 千歳市水道局経営管理課総務係
- (5) 申請書等は原則、郵送により提出するものとする。
- (6) 期限までに申請書の提出のない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該

入札に参加することができない。

- (7) 資格審査後、制限付一般競争入札参加資格証明書(第2号様式)の交付を受けること。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次のとおり電子閲覧に供する。

ア 期間：令和6年5月10日(金)まで

イ 閲覧：千歳市ホームページ内、水道・下水道の入札情報ページで電子閲覧に供する。(パスワード照会書を水道局経営管理課総務係に提出し、パスワードを同係から受け取り後、電子閲覧が可能)

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書(第3号様式)を提出すること。

ア 期間：令和6年5月10日(金)まで

イ 場所：前項(入札参加資格審査申請)第5号の場所と同じ

- (3) 質疑書は原則、郵送により提出するものとする。

5 契約条項を示す場所

第3項(入札参加資格審査申請)第5号の場所と同じ

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年5月24日(金)午後13時00分

- (2) 場所：千歳市東雲町3丁目2番地5 千歳市水道局2階会議室

7 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書(別紙1号様式)に必要な事項を記入し封筒に入れて、原則、郵送により提出しなければならない。なお、入札書を郵送により提出する場合は、日時指定(日にち：5月24日(金)、時間：午前中)をし、制限付一般競争入札参加資格証明書(第2号様式)の写しを入札書に同封し提出するものとする。

- (2) 入札者は制限付一般競争入札参加資格証明書(第2号様式)を提示の上、前項の入札執行に立ち会うことができる。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (4) 電送による入札は認めない。

- (5) 入札回数は、1回とする。

- (6) 入札参加者が1者未満となったときは、当該入札を中止する。

8 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

- (1) 低入札価格調査制度

本入札のうち、工事請負の入札金額については、千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領に基づき、低入札価格を設定する。

- (2) 最低制限価格制度

本入札のうち、設計業務及び監理業務の入札金額については、千歳市最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定する。

9 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書の工事請負に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに提出すること。

10 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

11 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

12 契約書作成の要否

基本契約書のほか、契約ごとに個別契約書の作成を必要とする。

13 支払条件等

支払条件は、千歳市水道局公共工事前金払事務取扱要綱に基づくものとする。

(1) 前金払

- | | | |
|--------|---|----------------------------------|
| ① 設計業務 | 有 | 各設計業務委託契約の締結ごとに委託料金額の3割以内を限度とする。 |
| ② 監理業務 | 有 | 各監理業務委託契約の締結ごとに委託料金額の3割以内を限度とする。 |
| ③ 工事請負 | 有 | 各工事請負契約の締結ごとに請負代金額の4割以内を限度とする。 |

(2) 中間前金払

- | | | |
|--------|---|--|
| ① 設計業務 | 無 | |
| ② 監理業務 | 無 | |
| ③ 工事請負 | 有 | (部分払を選択した場合は支払わない) 各工事請負契約の締結ごとに当該会計年度の出来形部分等に対する請負代金額相当額の2割以内で、前金払と合わせて契約金額の6割を超えないこととする。 |

(3) 部分払

- | | | | |
|--------|---|-------|---|
| ① 設計業務 | 有 | 部分払回数 | 各会計年度につき2回以内 |
| ② 監理業務 | 有 | 部分払回数 | 各会計年度につき2回以内 |
| ③ 工事請負 | 有 | 部分払回数 | 2回以内 (中間前金払を選択した場合は支払わない) ただし、中間前金払を選択した場合でも、当該会計年度における出来高部分等予定額に達した場合は、当該年度の支払限度額の範囲内で支払うことができる。 |

14 工事完成保証人の要否

工事完成保証人は、必要としない。

15 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第13条及び建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

16 その他

- (1) 入札参加者は、千歳市水道局所管に係る設計・施工一括発注方式実施要綱、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 各工事請負について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であり、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で、入札を行うこと。
- (3) 第3項（入札参加資格審査申請）第6号、第4項（設計図書の閲覧等）第3号及び第7項（入札方法等）第1号について、電送によるものは認めない。
- (4) 不明な点については、次に照会すること。

千歳市水道局経営管理課総務係

〒066-8686 千歳市東雲町3丁目2番地5

電話番号：0123-24-3270（直通） FAX番号：0123-22-8810